

## 三条市健康づくり推進協議会要綱

### (設置)

第1条 本市における市民の健康づくりに係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、三条市健康づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 推進協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市の健康づくりの方策及び企画について意見を述べること。
- (2) その他健康づくりの推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長)

第5条 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部健康づくり課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

## 附 則（平成20年三条市告示第61号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。